

新地方創生交付金

(第2世代交付金)

地方創生交付金を**大幅刷新!**

地方(地方六団体)の声を聴き、地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、地方にとって自由度の高い仕組みに!

1 使い勝手よし

- ・ソフト・拠点・インフラを組み合わせ
て一本で申請可能
- ・デジタル活用の義務はありません



2 事業規模よし

- ・上限額を倍増
- ・補正予算事業でも
複数年度事業が可能に

当初予算は
2,000億円に倍増

ソフト事業・
拠点整備事業それぞれ
上限:10件、10億円/年度
※市区町村の場合

3 相談・審査体制よし

- ・東京の有識者ではなく、地域の多様な
関係者が参画
- ・国の相談窓口は年間を通じて常時対応



まずは相談をしてみましょう!

【お問い合わせ先】

内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局

電話: 03-6257-1416

Eメール: chiiki.osei-senko@cao.go.jp

